

2月・3月は、

解雇・雇止め等相談強化期間です

県では、2月・3月を「解雇・雇止め等相談強化期間」とし、「弁護士による特別労働相談会」「街頭労働相談」等を実施します。相談は全て無料、秘密は厳守します。また、無料のセミナーも開催します。ぜひご参加ください。

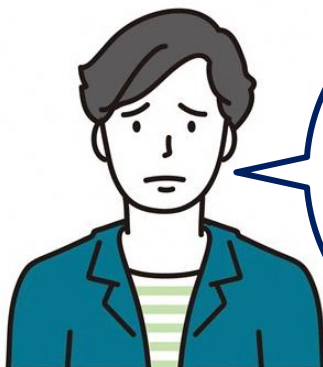
こんなお悩みはありませんか？



営業成績が
悪いから、
クビだって。



懲戒解雇って
言われた。
納得できない。



皆は更新された
けど、自分だけ
更新されなかつ
た。



まだ契約期間
があるのに、
辞めるように
言われた。

弁護士による特別労働相談会・街頭労働相談・
セミナーを開催します。詳細は裏面をご覧ください。



弁護士による特別労働相談会（要予約）※1

| 日程 | | 相談時間 | 会場 | 予約・問合せ |
|----|--------|---------------|------------------|--------------------|
| 2月 | 14日(火) | 16:30 ~ 19:30 | かながわ労働センター 本所 | 本所 045-633-6110 |
| | 26日(日) | 13:30 ~ 16:30 | | |
| 3月 | 14日(火) | 16:30 ~ 19:30 | | |
| | 26日(日) | 13:30 ~ 16:30 | | |



※1 予約は、平日の8:30~12:00、13:00~17:15 にお願ひします。予約受付時に職員が相談概要をお伺ひします。上記以外にも相談できる日があります。詳細はお問合せください。
来所相談のほか、電話での相談にも応じます。

街頭労働相談(予約不要) ※2

駅やショッピングセンター等で 労働相談を行います。



セミナー(受講料無料・要申込) ※2

労働問題に関する課題等をテーマに、各地で開催します。



※2 新型コロナウイルス感染症の状況により、中止、変更をする場合がありますので、詳細は、かながわ労働センターのホームページをご覧ください。



かながわ労働センターでは、職場でのトラブルを防止するため、労働契約や労働条件に関する問題、労働組合や団体交渉に関する問題、職場のハラスメント（セクハラ・パワハラなど）に関する問題など、働く人たちが使用される皆さまからのさまざまな相談をお受けしています。是非、ご利用ください。

予約・問合せ・労働相談は、かながわ労働センターへ

| | | |
|------|--------------------------------|-----------------|
| 本所 | : 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 2 階 | 045-633-6110(代) |
| 川崎支所 | : 川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 1 階 | 044-833-3141 |
| 県央支所 | : 厚木市水引 2-3-1 県厚木合同庁舎 3 号館 2 階 | 046-296-7311 |
| 湘南支所 | : 平塚市西八幡 1-3-1 県平塚合同庁舎別館 | 0463-22-2711(代) |